

## 香川県告示第264号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成29年9月1日から同月15日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成29年9月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町詫間6583番地2 渡辺 守  
三豊市詫間町詫間3969番地2 富山 保司  
三豊市詫間町詫間6606番地70 高崎 昭信

### 2 加入区の名称

詫間加入区

### 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

詫間漁業協同組合